

町会長・自治会長 各位

東京都共同募金会豊島地区協力会
会 長 高 野 之 夫
(印 省 略)

赤い羽根共同募金の実施及び募金活動への協力について（依頼）

平素より、東京都共同募金会 豊島地区協力会の事業運営に対し、多大なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

来る 10 月 1 日より全国一斉に「赤い羽根共同募金」が開始されます。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中での活動となりますので、各戸募金につきましては、安全に配慮いただいた上で可能な範囲でのご協力をお願いいたします。なお、感染拡大防止の観点から、昨年度同様に街頭募金は中止いたします。

また、例年募金を納入するゆうちょ銀行口座について、窓口受付分に限り現金取扱い手数料等が免除となることが決まりました。それに伴い、取扱い口座も新設しております。

詳細につきましては、下記をご参照ください。

記

【募 金 活 動】

- ① 期 間 令和 4 年 10 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日
- ② 納 付 先 町会または自治会単位で募金を取りまとめていただき、豊島区民社会福祉協議会に納付してください

(受付窓口) 豊島区民社会福祉協議会総務課、東部区民事務所、西部区民事務所
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資材に同封いたします『払込取扱票』(青色)の活用をお勧めします。

郵便振替口座 記号番号：00190-0-421741

加入者名：社会福祉法人東京都共同募金会豊島地区協力会

㊦ トウキョウトキョウトウホキョウカイシマツキョウリョクカイ

	窓口	ATM、ネットバンキング
硬貨取扱手数料	免除	手数料負担あり
送金手数料	免除	手数料負担あり
現金取扱手数料	免除	手数料負担あり

※昨年度お送りした払込取扱票(赤色)は使用しないでください

(納付期限) **令和 5 年 1 月 13 日 (金) まで**

豊島区民社会福祉協議会 総務課 担当 鈴木・日比

TEL (3981) 2930 / FAX (5954) 7105

令和4年度豊島地区の共同募金運動への取り組みについて

豊島地区における募金活動は町会・自治会を中心に、毎年多額の実績を誇っています。これは、集合住宅などの増加に伴う区民の自治会への加入率の低下、会員の高齢化による担い手の不足などが問題視される中、豊島区内の各町会・自治会が、地域の助け合いの大切さを理解して協力、努力されている実績と言えます。

また、ここ2年はコロナ禍という経験したことが無い厳しい状況下でしたが、町会をはじめ皆様の多大なご尽力により、募金運動を無事に展開することができました。

一方、配分においては、配分先となっている福祉施設の他、公的サービス以外に、地域において必要なサービスを細やかに提供しようという団体、助け合いやふれあいの活動を実施し、コミュニティの仕組みづくりに取り組む団体への配分が増加しています。

昨年度に引続き、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中での募金活動となります。

「住民各位の健康と安全」を最優先としつつ、共同募金の「地域で集められた募金は地域で活用」という視点に立ち、豊島区の福祉の地域づくりを進めるための募金活動を以下の点を重点に取り組みます。

豊島地区における取り組みの重点

1. 新型コロナウイルス感染症が収束しない状況での共同募金運動の実施について

ここ2年は新型コロナウイルス感染症禍という特殊な社会状況における共同募金運動の実施となりましたが、本年も未だ収束の目途が立たない中、感染状況や社会情勢を見極めながらの募金運動の展開が求められることとなります。

共同募金にお寄せいただく寄附金は、子どもから高齢者まで社会福祉サービスによる支援を必要とする方々のために活用されます。

長引く新型コロナウイルスの影響による経済活動の低迷に伴う貧困問題、自粛期間の長期化による家庭内におけるDVや虐待問題の増加、障がい者の就労環境の悪化など新たな課題が顕在化し、それに対応する社会福祉団体・施設などに対し一層の支援が求められます。

区民の皆さまに対して、安全と健康を第一とし、可能な範囲での募金活動を呼びかけます。

(1) 募金活動

募金活動の中心となる各戸募金につきましては、安全に配慮いただいた上で可能な範囲での参加を呼びかけます。町会・自治会長へは、区政連絡会等を通じて、東京都共同募金会作成のガイドライン等を説明し、安全に活動が行われるよう、事務局が支援します。

街頭募金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び社会情勢を踏まえ、

実施について検討いたします。

また、街頭募金にかわる活動として、募金箱設置場所の増加や、広報などを通じて幅広い層へ呼びかけます。

さらに、昨年度より専用のQRコードによるauPAYアプリを活用した募金方法を導入いたしました。この取組により、町会・自治会に加入していない一般区民への呼びかけの強化を図ります。

[参考]

○東京都共同募金会

(募金活動に係る基本ガイドライン)

◎活動の前に検温し、取り組みの前後・最中には「手洗い、消毒、マスクの着用」をお願いいたします。

※体温が平熱よりも高い、もしくは37.5℃以上の場合は、募金活動を取りやめ、適宜受診してください。

◎寄附金や募金資材を扱った後は、そのまま手で顔などを触らず、丁寧に手洗い・消毒を行ってください。

(2) 使いみちの明確化を進めます

募金の使いみちやその効果について、広報誌を通して配分を受けた団体からのありがとうメッセージ等を報告し、募金への理解が深められるよう取り組んでいます。今後も募金の配分を受けた団体と連携を図り、広報誌やホームページを活用して、使いみちの周知を図ります。

○配分推せん委員会の実施状況の報告

○広報、ホームページなどでの周知

○募金の配分を受けた団体からの報告、広報の徹底

2. 募金活動を通じてこれからの募金の目的、役割への理解の促進

私たちの暮らす豊島区のよりよい地域づくりと福祉向上のためには、豊島区行政の様々な政策・施策展開（税金で賄うサービス）とともに、個人、団体、企業等を含めた豊島区民が地域でおこなう様々な地域活動の活性化が欠かせません。

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の2つの募金は、行政サービスの不足を補う経済的な生活困窮を救うためのものから始まりましたが、現在では、地域での暮らし全般に関わることに使われています。そしてこれからは、支援を必要とする施設・団体からの要望に対し計画的に、より効果的に活用することが求められています。

募金活動を通じて、募金の役割等について、幅広い世代への理解の促進に努めます。

令和4年度 赤い羽根共同募金運動実施要領

東京都共同募金豊島地区協力会

毎年10月1日より全国一斉に展開されます本運動は、たすけあいの精神をもとに多くの皆様方からいただいた募金を、民間の福祉施設や団体が取組む地域福祉活動の推進に役立てる運動です。

募金は、東京都共同募金会で保管し総合的な調整の後、地域福祉サービス、精神障害・心身障害者施設等に重点を置いて配分されています。

寄附と助成が循環するよう、地区ごとに配分推せん委員会が設置され、地域の福祉ニーズに対応させています。

関係者の皆様方には、毎年のごことで誠に恐縮ではございますが、ますます広がりつつある民間社会福祉事業の役割をご理解いただき、本年も募金活動にご協力をお願いいたします。

1. 目的

たすけあいの精神をもとに多くの皆様方からいただいた募金を、民間の福祉施設・団体が取組む社会福祉事業活動の推進のために役立てることを目的とします。

2. 実施期間

令和4年10月1日～令和4年10月31日

3. 主催 東京都共同募金会
実施主体 豊島地区協力会（豊島区民社会福祉協議会）
協賛 豊島区
豊島区町会連合会、豊島区各町会・自治会
豊島区民生委員児童委員協議会、豊民会
豊島区商店街連合会、豊島区高齢者クラブ連合会

4. 募金目標額

令和4年度目標額 9,500,000円

5. 募金方法

募金は、町会または自治会単位で取りまとめていただき、令和5年1月13日（金）までに東京都共同募金豊島地区協力会（事務局：豊島区民社会福祉協議会 総務課）までお納めくださいますようお願いいたします。

納付につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点も踏まえ、『郵便振替払込取扱票』による振替の活用をお勧めいたします。『郵便振替払込取扱票』ご利用の際は、金額、振込者住所・氏名をご記入の上、お近くの郵便局にお持ちください。

6. 配分対象

〈都内施設、団体への配分〉

○東京都共同募金会が定める令和4年度共同募金配分要綱に基づき、配分の対象者は東京都の区域内に所在し、都民を対象に社会福祉事業を営んでいる次の者とする。ただし、東京都の区域外に所在する施設を営む者であっても、主として都民を対象に運営されているものは配分対象とする。

- (1) 社会福祉法人、更生保護法人及び民法等で公益に関する事業を行う者として設立された非営利法人
- (2) 法人格は有していないが、すでに社会福祉事業運営の実績があり、所在地の自治体等から定期的に助成を受けている施設・団体
- (3) 前号に準ずる施設・団体で、配分委員会並びに理事会及び各地区配分推せん委員会が特に必要と認めるもの

○配分の対象事業は、前項に規定する者が行うもので、地域福祉の向上に資すると判断され、寄附者の信頼にも十分に応えられる事業

これらの配分を行うためには、豊島地区に設置されている配分推せん委員会の推薦が必要になります。

〈小地域福祉活動費〉

自治会・町会等募金にご協力いただき、福祉事業（災害対策、新型コロナウイルス対策含）への配分を希望する地域団体へ（令和4年度使用分：当該募金額の10%以内）。

7. 経 理

本事業に関する経理は、赤い羽根共同募金会計にて処理いたします。

8. そ の 他

- ① 募金に際しては、本運動の趣旨の周知方を図り、強制にならないようお願いいたします。
- ② 芳名簿で募金する場合は、必ず別紙領収書を発行してください。
また、募金袋で募金する場合は、領収証を切り取ってお渡してください。

募金についてのお問い合わせは、豊島地区協力会（事務局：豊島区民社会福祉協議会 総務課）までお願いいたします。

豊島地区協力会 豊島区民社会福祉協議会 総務課 TEL 03-3981-2930 Fax 03-5954-7105 E-mail chiiki2@a.toshima.ne.jp
